

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3164号)

令和7年2月26日

横情審答申第3164号
令和7年2月26日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和5年1月19日戸生支第1957号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「令和4年8月24日戸生支第942号 個人情報非開示決定通知書」の個人
情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成27年9月頃以降、請求者本人から息子（特定個人、特定年齢、特定区特定町在住）へ支払いをしている養育費が、貴市において正しく認識、処理されているかに関する情報。具体的には、貴市にて認識されている毎月の養育費の全額、支払い開始時期、支払い終了時期（又は現在まで至る）。もし支払い実績がない、又は確認が取れていない等の認識であれば、その事実。」の保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年8月24日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本人開示請求者に係る生活保護の申請及び決定がないことから、戸塚区福祉保健センター長は、本人開示請求者の収入及び支出に関する調査を行っていない。このため、本人開示請求者の生活保護ケースファイルを作成・保有しておらず、非開示とした。

なお、本人開示請求者以外の者が行った生活保護申請・決定等の有無については、令和5年1月19日付戸生支第1956号で、旧条例第24条による非開示決定を追加で行うこととした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、審査請求人が求める情報について実施機関が保有する情報を全て開示するよう求める。

- (2) 審査請求人が求める情報の開示手続が本手続でないのであれば、適切な開示手続を提示するよう求める。
- (3) 審査請求人が求める情報は、審査請求人から子へ支払いをしている養育費が、実施機関において正しく認識、処理されているかに関する情報であり、「請求者本人に係る生活保護申請・決定がないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報 は取得・作成しておらず、保有していないため」との回答は、開示請求情報の回答の根拠理由として齟齬がある。
- (4) 審査請求人は、養育費の申告について子の母親から事情を聴いており、審査請求人から市へ直接確認してほしいと言われているので、旧条例第22条第3号の「本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」は問題がなく、「本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にも該当しない。むしろ、同号ただし書イの「財産を保護」に該当する。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 生活保護に係る事務について

福祉保健センター長は、生活保護に係る申請又は通報があると、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。

生活保護の決定がなされると、申請者の世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成しており、これにはケース記録等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。

また、被保護者の世帯に養育費等の収入があった場合、世帯主は収入申告を行い、実施機関は生活保護法に基づき収入認定し、生活保護費の変更を行う。

- (3) 本件保有個人情報について

本件本人開示請求書や審査請求書等の記載内容から、本件保有個人情報は次のように解される。

平成27年9月以降、審査請求人から審査請求人の子へ支払いをしている養育費が、

実施機関において正しく認識、処理されているかに関する情報である。具体的には、実施機関で認識している毎月の養育費の全額、支払い開始時期及び支払い終了時期（支払いが続いている場合は本人開示請求時までに至るこれらの情報）である。もし支払い実績がない、又は確認が取れていない等の場合であればその事実である。

(4) 本件保有個人情報の不存在について

当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人に係る生活保護申請・決定は行われていないことから、審査請求人の生活保護に係る個人情報としての養育費に関する情報は保有していないと説明する。

確かに、本件本人開示請求を審査請求人の生活保護に係る個人情報としての養育費に関する情報と解する限り、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると判断せざるを得ない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(6) 令和5年1月19日付戸生支第1956号による追加決定について

審査請求人は、審査請求人が子へ支払いをしている養育費が、横浜市において正しく認識、処理されているかに関する情報を請求しているのであり、「請求者本人に係る生活保護申請・決定がないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報は取得・作成しておらず、保有していないため」との回答は、開示請求情報の回答の根拠理由として齟齬があると主張している。

このため実施機関は、審査請求人以外の者に係る養育費等の情報について、その存否を答えること自体が生活保護申請・決定等、審査請求人以外の個人の情報を開示することになり、旧条例第22条第3号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することになるものとして、旧条例第24条による非開示決定を追加で行っている（令和5年1月19日付戸生支第1956号）。

本件審査請求は、当初の令和4年8月24日付戸生支第942号による非開示決定処分に対するものであるが、当審査会としては、紛争の一次的解決を図る観点から、追加の非開示決定についての意見を次のとおり参考までに示すこととする。

実施機関において審査請求人からの養育費を把握しているか否かが明らかになれば、審査請求人以外の者の生活保護の申請・決定の有無が公になる。そして、生活保護の申請・決定の有無は、本人開示請求者以外の個人に関する情報である。仮に

その申請・決定の有無を、審査請求人が個人的な事情から知っていたとしても同号ただし書アには該当せず、また、申請・決定の有無を明らかにすることが審査請求人の財産を保護することになるとも認められないので、同号ただし書イにも該当しない。さらに、同号ただし書ウに該当する事実も確認できない。したがって、旧条例第24条による非開示決定は、妥当であると考えます。

(7) 付言

本件本人開示請求書の記載内容から判断すれば、当初から追加の決定で行われた対象保有個人情報の特定を行うことが適当であったと解される。

実施機関におかれては、市民等による開示請求権の行使に対して真摯に取り組む一環として、対象文書の特定に、より慎重かつ的確な対応がなされることが望まれる。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|------------------------------------|-----------------------|
| 令 和 5 年 1 月 1 9 日 | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令 和 5 年 2 月 2 7 日 | ・審査請求人から意見書を受理 |
| 令 和 5 年 3 月 8 日 | ・実施機関から反論書の写しを受理 |
| 令 和 6 年 1 2 月 2 5 日 (第392回第一部会) | ・審議 |
| 令 和 7 年 1 月 2 2 日 (第393回第一部会) | ・審議 |